

実務担当者向け

高収益作物次期作支援交付金の追加措置関係 Q & A (未定稿)  
(令和2年11月26日現在)

注 現時点版であり、今後変更があり得ることにご留意ください。

## 【総論】

- (問1-1) 今回の追加措置を行う背景は何ですか。
- (問1-2) 「生産性の向上等に資する」取組とは具体的にどのようなものですか。
- (問1-3) 今回の追加措置は、どのような内容ですか。
- (問1-4) 今回の追加措置では、何が支援されるのですか。
- (問1-5) 本交付金の申請に必要な書類は何か。  
今回の追加措置を受けるためには、必ず申告書を提出する必要があるのか。

## 【交付対象となる要件】

- (問1-6) 追加措置を申請する場合、具体的な要件は何ですか。
- (問1-7) 減収していなくとも追加措置の支援対象となるのか。(申告書で申請の取り下げの対象に該当する場合も申請できるのか。)
- (問1-8) 追加措置の支援を受ける場合、次期作の取組は必要となるのか。
- (問1-9) 高収益作物の生産性向上等に関係のない機械、資材等でもいいのか。
- (問1-10) 他の補助事業で支援を受けている経費についても対象となるのか。  
また、本交付金を他の国庫補助金の裏負担に充てることは可能か。
- (問1-11) 2万円/10aの取組(新技術の導入等)のために購入した資材は、追加措置の対象となるのか。
- (問1-12) 4月30日より前に購入した機械・資材等は対象とならないのか。  
(7月のQA問7-6では、既に保有する資材等を活用して取組を実施できるとされている。)
- (問1-13) 10月30日より前に機械、資材等の購入又は発注を済ませていたところ、10月12日の運用見直しの内容を聞きキャンセルしたが、今般の追加措置の公表を受けて、改めて発注したいが、支援の対象となるのか。
- (問1-14) 申請時に必要な根拠書類はどのようなものが必要になるのか。
- (問1-15) 農業用の機械、資材等の購入又は発注について、どのような証拠書類が必要か。

## 【交付対象面積】

- (問1-16) これから取組計画書を作成するが、交付対象面積はどのように算定すれば良いか。

## 【追加措置の対象となる品目】

- (問2-1) 対象となる品目に制限はあるのか。複数あってもよいのか。
- (問2-2) 米など高収益作物以外でもいいのか。
- (問2-3) 追加措置におけるプール計算品目の対象面積の考え方がいかに。
- (問2-4) 追加措置における地域特認品目の対象面積の考え方がいかに。

### 【交付対象となる取組】

(問3-1) 取組計画書の「7 追加措置の取組一覧表」の「次期作の取組内容ア～オ」でチェックする項目は、「6 助成所要額」の(1)～(3)の5万円/10a、80万円/10a、25万円/10aの取組の「主な取組類型ア～オ」でチェックした2つの項目と、同じである必要があるか。

### 【資材】

(問3-2) 支援対象となる肥料など資材の種類・数量について、制限はあるのか。

(問3-3) 10月30日までに発注した資材について、作型の関係で使用する時期が来年度となってしまうが、この場合の資材の経費は支援対象となるのか。

### 【機械・施設の取得】

(問4-1) 追加措置の対象となる機械・設備・施設は、年度内(3月31日)に納入されない場合にも支援を受けられるのか。

(問4-2) 支援対象となる施設等について、具体的に示して欲しい。

(問4-3) ビニールハウスの新設は支援対象となるのか。

(問4-4) ビニールハウスの張り替えは支援対象となるのか。

(問4-5) ハウスの整備に係る施工費は支援対象となるか。

(問4-6) 追加措置の対象となるものとならないものの具体例を示してほしい。(フォークリフト、バックホー、発電機等)

(問4-7) 農作業に活用する軽トラック等は対象となるのか。

(問4-8) 同じ性能の農業用の機械を導入した場合は支援対象となるのか。

(問4-9) 農業機械の①付帯装置、②消費税、③保険料、運転免許取得費は対象となるのか。

(問4-10) 農業機械の修理は支援対象となるのか。

(問4-11) 農業機械のリース料やレンタル料は支援対象となるのか。

(問4-12) 中古の農業機械の取得は対象となるのか。知人から譲り受けた場合は支援対象となるのか。

(問4-13) 購入した農業機械を対象品目以外にも活用してよいか。

### 【掛かり増し経費】

(問5-1) 追加措置の掛かり増し経費に該当する資材について教えて欲しい。

### 【掛かり増し経費(問5-1の(1)関連)】

(問5-2) 今年度は肥効の高い肥料を使ったことから、昨年より肥料の使用量は減った。今年度の購入総額は減少しているが、この場合、掛かり増し経費として見ることはできないのか。

(問5-3) 薬剤抵抗性の害虫が多発したことから、農薬を切り替えたが掛かり増し経費と

みてよいか。

(問5-4) 慣行栽培から特別栽培農産物や有機農産物の栽培に変更した。この場合、資材の購入費用は減少しているが、人件費が増加していることから人件費を支援対象にして欲しい。

**【掛かり増し経費（問5-1の（2）関連）】**

(問5-5) 規模拡大により従来から使用している肥料の使用量が増加したが、この場合も増加分を掛かり増し経費とみなすことができるか。

また、肥料の増加分を計算する際の比較は、どうすればよいか。

**【掛かり増し経費（問5-1の（3）関連）】**

(問5-6) 産地として戦略的に推進する取組等における産地が推奨する資材を使用する場合、産地の何人かの農家が昨年も同じ資材を使用している場合の扱いはどうなるのか。

(問5-7) 地域の栽培暦等において指定されている資材を産地として戦略的に推進する場合、その資材の使用について掛かり増し経費とみなすことができるか。

(問5-8) 土壌診断の結果に基づいて導入した土壌改良資材や堆肥等は、掛かり増し経費とみなしてよいか。

**【掛かり増し経費（その他）】**

(問5-9) 本交付金の創設当時の説明会では、産地で推奨していれば今までと同じ肥料でも全量対象になると言っていたのではないか。

(問5-10) 従来と同じ銘柄の肥料を使用した場合は支援対象とならないのか。

(問5-11) コロナを機に離農を考えていたところ、この交付金により再度頑張ろうと思った。使う資材は昨年と同じだが、一度離農を考えていたことから、新たな投資として、資材の購入価格を掛かり増し経費として良いか。

(問5-12) 土壌分析に要した経費は支援対象となるのか。

(問5-13) 電気代や燃料代、水道代は支援対象となるのか。

(問5-14) 次期作に向けて人員を増やした場合、増加分の人件費は支援対象となるのか。

(問5-15) 掛かり増し経費は、複数の取組（例：機械+肥料、肥料+種苗）を合計してよいか。

(問5-16) 昨年より資材の投入量が減少したが、情報収集や関係者との打ち合わせ等の労働時間は増加した。この場合、追加措置として申請できるのか。

(問5-17) 生産者がまとまってコスト削減や生産性・品質の向上等の具体的な目標をもって選定した資材であれば、通常使っている資材でも全額が支援対象となるのか。

(問5-18) 規模拡大を行ったが、農地の購入費や借料は支援対象となるのか。

- (問5-19) ドローンによる防除や生育診断の作業委託費は対象となるのか。  
(問5-20) 労働安全研修やドローンの技術講習会等の参加費は対象となるのか。

#### 【交付金額の算出】

- (問6-1) 追加措置の交付上限額は、様式6-2で記載する交付申請金額(次期作の取組面積×単価)ということでしょうか。  
(問6-2) 第2回公募で様式6-2を提出し100万円の交付申請をした。先日の運用見直しで交付金額がゼロとなった。この交付金を見込んで70万円の機器購入をしたが、追加措置ではどうなるのか。  
(問6-3) 次期作支援交付金に100万円の交付申請(様式6-2の交付申請金額)をしようと考えていたが、先日の運用見直しでは交付金額が30万円となることがわかった。この交付金を見込んで60万円の機器購入をしたが、追加措置ではどうなるのか。  
(問6-4) 次期作支援交付金に100万円の交付申請(様式6-2の交付申請金額)をしようと考えていたが、先日の運用見直しでは交付金額が40万円となることがわかった。この交付金を見込んで90万円の機器導入をしたが、追加措置ではどうなるのか。

#### 【取組計画書(様式6-2号)、申告書との関係】

- (問7-1) 取組計画書(要領様式第6-2)、申告書(10/12の運用見直しに基づく申請)と追加措置があるが、どの書類を提出すればよいのか。  
(問7-2) ある資材を購入しようと考えており、取組計画書を提出しようとして準備していたが、事業実施主体の受付が始まっていなかったため、まだ発注は行っていない。今後、発注し追加措置に申請してよいのか。  
(問7-3) 投資額が交付単価相当を上回る場合、減収等の確認を行う申告書の提出を行わなくてよいのか。

#### 【事務負担の軽減】

- (問8-1) 減収計算等を出荷団体等が行うことは可能か。  
(問8-2) 今回の運用見直しや追加措置によって、当初想定されていなかった追加的な事務が発生するとともに、各事業実施主体では、運用見直し前においても交付決定前から推進活動等を行っていたが、これら「推進・指導等」の経費は本交付金の対象とならないのか。

【総論】

問1-1 今回の追加措置を行う背景は何ですか。

(答)

農業者の中には、10月12日の運用見直し以前に、高収益作物次期作支援交付金を見込んで、生産性の向上等に資する農業用の機械、設備、施設及び資材等（以下、「機械、資材等」という。）に既に投資を行うなど、コロナ禍にあっても、次期作に向けて早期に取組を実施された皆さまがいます。

今回の追加措置は、このような取組を行った農業者の経営に影響が生じ、取組の継続に支障を来すことがないように、本交付金において追加の支援措置を講じるものです。

問1-2 「生産性の向上等に資する」取組とは具体的にどのようなものですか。

(答)

実施要綱第4の2の（1）のア～オに該当する取組であり、具体的には次のとおりです。

- ア 生産・流通コストの削減に資する取組
- イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組
- ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組
- エ 作業環境の改善に資する取組
- オ 事業継続計画の策定の取組

問1-3 今回の追加措置は、どのような内容ですか。

(答)

本交付金の10月12日の運用見直しにより、交付予定額が減額又は交付されなくなった農業者であって、かつ、事業開始（4月30日）から10月30日までの間に、次期作に向けて、要綱第4の2に掲げる取組内容を実施し、新たに農業用の機械、資材等の購入・発注を行った農業者に対し、農業用の機械、設備、施設の取得費、資材等の掛かり増し経費を一定の上限額の下、支援するものです。

問1-4 今回の追加措置では、何が支援されるのですか。

(答)

今回の追加措置では、①機械、設備、施設の取得費、②資材等の取組の掛かり増し経費を支援することとしています。

資材等の掛かり増し経費には、肥料・農薬・土壌改良資材等の資材費のほか、簡易な土壌・土層改良、土壌分析費用が含まれます。

問1-5 本交付金の申請に必要な書類は何か。

今回の追加措置を受けるためには、必ず申告書を提出する必要があるのか。

(答)

本交付金の申請にあたって必要となる書類は、別紙1「高収益作物次期作支援交付金の提出書類確認手順（農業者向け）」をご確認ください。

今回の追加措置による対象額と取組計画書の交付申請額を比較して下さい。追加措置による対象額が取組計画書の交付申請額を上回る場合、申告書に基づく減収計算や申告書の提出は不要です。

#### 【交付対象となる要件】

問1-6 追加措置を申請する場合、具体的な要件は何ですか。

(答)

対象期間（2月から4月。第3回公募において追加された品目は、その期間）に高収益作物（野菜、花き、果樹、茶等）について出荷実績（又は廃棄）があること、申請する機械、資材等は高収益作物の次期作に向けた取組（生産・流通コストの削減等）に活用されていること、4月30日～10月30日までに農業用の機械、資材等を購入している又は、購入・整備は今後になるが、既に発注が行われている必要があります。

問1-7 減収していなくとも追加措置の支援対象となるのか。（申告書で申請の取り下げの対象に該当する場合も申請できるのか。）

(答)

減収していなくとも、次期作に前向きに取り組む方であり、4月30日～10月30日までに農業用の機械、資材等の購入、又はこれらの発注を行っていれば、追加措置の支援対象となり得ます。

問1-8 追加措置の支援を受ける場合、次期作の取組は必要となるのか。

(答)

5万円、80万円、25万円/10aの取組については、追加措置を含めて交付される交付金の額に相当する作付面積以上の面積の取組が必要です。

なお、実績報告書にはこの面積を記入してください。

例：2haの野菜（5万円/10a）の次期作に取り組む予定の農家で、見直し前の

交付予定額が100万円、運用見直し後の交付額が30万円の場合

ケース① 追加措置：70万円

→交付額は  $30+70=100$  万円、必要となる次期作の取組は2ha

ケース② 追加措置：40万円

→交付額は  $30+40=70$  万円、必要となる次期作の取組は1.4ha

問1-9 高収益作物の生産性向上等に関係のない機械、資材等でもいいのか。

(答)

高収益作物の生産性向上等に資することがない機械、資材等は支援対象外となります。

問1-10 他の補助事業で支援を受けている経費についても対象となるのか。

また、本交付金を他の国庫補助金の裏負担に充てることは可能か。

(答)

本交付金をはじめ、国の補助事業については全く同一の取組に要する経費として、複数の事業の補助を受けることは二重補助として禁止されています。経営継続補助金などの他の補助事業により全く同一の取組に要する経費として支援を受ける場合は、支援対象外になります。

また、本交付金を他の国庫補助金の裏負担に充てることはできません。（なお、地方公共団体や民間団体等の補助事業との重複支援は妨げませんが、地方公共団体等にもご確認下さい。）

問1-11 2万円/10aの取組（新技術の導入等）のために購入した資材は、追加措置の対象となるのか。

(答)

2万円/10aの取組の対象となる資材等と追加措置の対象（5(5.5)万円/10a、80万円/10a、25万円/10aの取組）となる資材等が同じものであれば、支援対象にはなりません。

問1-12 4月30日より前に購入した機械・資材等は対象とならないのか。(7月のQA問7-6では、既に保有する資材等を活用して取組を実施できるとされている。)

(答)

今回の追加措置は、事業開始(4月30日)から10月30日までの間に、次期作に向けて、新たに機械・施設の整備や資材等の購入又は発注を行った農業者に対し、機械・施設の取得費、資材等の掛かり増し経費を一定の上限額の下、支援するものである。事業開始前に購入した機械・資材は対象となりません。(7月のQA問7-6は、次期作に向けた取組の実施の考え方を示したものであり、掛かり増し経費の対象について述べたものではありません。)

なお、4月30日より前に発注を行い、4月30日以降に購入された機械・資材等は支援対象となります。

問1-13 10月30日より前に機械、資材等の購入又は発注を済ませていたところ、10月12日の運用見直しの内容を聞きキャンセルしたが、今般の追加措置の公表を受けて、改めて発注したいが、支援の対象となるのか。

(答)

10月12日の運用見直し以降にキャンセルした後に再発注した場合、キャンセル日が確認できる書類をもって支援対象とすることができます。この場合、再発注は10月30日の追加措置の公表以降でも構いませんが、キャンセル前からの金額等の内容の変更はできません。

問1-14 申請時に必要な根拠書類はどのようなものが必要になるのか。

(答)

購入・発注の内容、日付及び金額が記された発注書や購入伝票等を5年間保管するとともに、申請時に領収書(間に合わない場合は、数量、金額等が記載された発注書等)等の写しを提出してください。

なお、購入先がまとめて発行する購入伝票がある場合は、本伝票の提出・保存をもって個々の申請者からの提出や保管に代えることが可能です。

問1-15 農業用の機械、資材等の購入又は発注について、どのような証拠書類が必要か。

(答)

取組実施者は発注書や購入伝票等の農業用の機械、資材等を発注した商品名・数量のほか、日付及び金額が記載された書類の写し（納品書、領収書、発注書（予約注文書を含む）など）を添付する必要があります。

また、見積書であって発注の意思が定かではないものは証拠書類として認められません。

なお、購入先がまとめて発行する購入伝票がある場合は、本伝票の提出・保存をもって個々の申請者からの提出や保管に代えることが可能です。

#### 【交付対象面積】

問1-16 これから取組計画書を作成するが、交付対象面積はどのように算定すれば良いか。

(答)

取組計画書に記載する5(5.5)万円/10a、80万円/10a、25万円/10aの取組の交付対象面積は、本事業創設当時に定めた要領別紙1-1の第1の2及び第2の3（交付対象面積の算定方法）に従って算定される面積です。

減収確認を行う申告書や今回の追加措置の申請に伴う変更はありませんので注意してください。

#### 【追加措置の対象となる品目】

問2-1 対象となる品目に制限はあるのか。複数あってもよいのか。

(答)

高収益作物であれば、複数であっても構いません。

問2-2 米など高収益作物以外でもいいのか。

(答)

高収益作物が対象であり、米は対象外になります。

問2-3 追加措置におけるプール計算品目の対象面積の考え方いかん。

(答)

当該品目において次期作に前向きに取り組む全ての面積が対象となります。

問2-4 追加措置における地域特認品目の対象面積の考え方いかん。

(答)

当該品目において次期作に前向きに取り組む全ての面積が対象となります。

#### 【交付対象となる取組】

問3-1 取組計画書の「7追加措置の取組一覧表」の「次期作の取組内容ア～オ」でチェックする項目は、「6助成所要額」の(1)～(3)の5万円/10a、80万円/10a、25万円/10aの取組の「主な取組類型ア～オ」でチェックした2つの項目と、同じである必要があるか。

(答)

生産性向上等に資する機械・資材等の経費としていることから、交付額算定の基礎となる経費は、ア～オの項目のいずれかにチェックする必要がありますが、5万円/10a、80万円/10a、25万円/10aの取組においてチェックした2つの項目と同じである必要はありません。

なお、当該追加措置の支援を受ける場合、問1-8のとおり5万円/10a、80万円/10a、25万円/10aの取組を行っていただく必要があります。

#### 【資材】

問3-2 支援対象となる肥料など資材の種類・数量について、制限はあるのか。

(答)

生産性向上等の取組として使用する資材として、原則として次期作で年度内に使用する数量が対象となります。

問3-3 10月30日までに発注した資材について、作型の関係で使用する時期が来年度となってしまうが、この場合の資材の経費は支援対象となるのか。

(答)

生産性向上等を目指す取組に必要な資材であれば、支援対象とします。

なお、資材は事業実施主体が設定する事業完了日までに納品されていることを基本としますが、年度内に納品されない場合、取組実施者は、日付・商品名・数量・金額が記載された書類（請求書等）とともに、納品できない事情や納品時期について整理した資料を発注先から入手し、手元に保管しておいてください。

また、取組実施者が当該資材への支払いを行った時点で、それを確認できる証拠書類（納品書、領収書等）を事業実施主体に提出してください。なお、納品したことが確認できない場合や、支払額が計画より少ない場合は、交付金を返還していただきます。

#### 【機械・施設の取得】

問4-1 追加措置の対象となる機械・設備・施設は、年度内（3月31日）に納入されない場合にも支援を受けられるのか。

（答）

追加措置の対象となる機械・設備・施設は、事業実施主体が設定する事業完了日までに納品されていることを基本としますが、どうしても年度内の納品ができない場合も、やむを得ないものとして支援対象とします。この場合、取組実施者は、日付・商品名・数量・金額が記載された書類（請求書等）とともに、納品できない事情や納品時期について整理した資料を発注先から入手し、手元に保管しておいてください。

また、取組実施者が当該資材への支払いを行った時点で、それを確認できる証拠書類（納品書、領収書等）を事業実施主体に提出してください。なお、納品したことが確認できない場合や、支払額が計画より少ない場合は、交付金を返還していただきます。

問4-2 支援対象となる施設等について、具体的に示して欲しい。

（答）

高収益作物の生産性向上等に資する集出荷施設や冷蔵貯蔵施設、農業機械格納庫等は支援対象になりますが、倉庫、納屋、休憩所等は対象外です。

問4-3 ビニールハウスの新設は支援対象となるのか。

（答）

ビニールハウスの新設は支援対象になります。

問4-4 ビニールハウスの張り替えは支援対象となるのか。

(答)

保温等の機能がアップする等、生産性の向上等に資する張り替えであれば、支援対象となりますが、例えば、同じ製品を毎年張り替える場合は支援対象外です。

問4-5 ハウスの整備に係る施工費は支援対象となるか。

(答)

外注した場合の施工費は対象となりますが、自力施工した場合の人件費は対象外です。

問4-6 追加措置の対象となるものとならないものの具体例を示してほしい。(フォークリフト、バックホー、発電機等)

(答)

高収益作物の生産性向上等に直接必要なものであれば支援対象となります。

なお、汎用性が高く、農業用以外で使用されるものについては、対象としません。

フォークリフト、バックホー、発電機等については、主に高収益作物に使用し、農業以外の用途には使用しないことを宣誓していただくことで支援の対象とします。

(記載例参考)

### 宣 誓 書

令和 年 月 日

令和2年度高収益作物次期作支援交付金の追加措置の交付額算定の基礎となる経費(例えば、フォークリフト・バックホー・発電機等)については、主に高収益作物に使用し、農業以外の用途には使用しないことを宣誓します。

なお、正当な理由がなく、高収益作物に使用していないことが判明した場合は、交付金を返還することに異存ありません。

氏名(自署) ○○○○

問4-7 農作業に活用する軽トラック等は対象となるのか。

(答)

軽トラック、ワゴン車等の自動車は、汎用性が高く、農業以外にも使用されるため、支援対象外です。

ただし、高収益作物に使用するための機械、設備等を設置するなど、汎用性がなくなった

ものであって、農業以外の用途には使用しないことを宣誓した場合は、支援対象にすることができます。

問4－8 同じ性能の農業用の機械を導入した場合は支援対象となるのか。

(答)

生産性の向上等の取組に資する農業用の機械の導入であれば、支援対象となります。

問4－9 農業機械の①付帯装置、②消費税、③保険料、運転免許取得費は対象となるのか。

(答)

農業機械の付帯装置及びそれを購入した際の消費税は支援対象になりますが、保険料や運転免許取得費は対象外です。

問4－10 農業機械の修理は支援対象となるのか。

(答)

生産性の向上等に資する農業機械の修理であれば支援対象となりますが、毎年行う定期点検やそれに伴う修理は対象外です。

問4－11 農業機械のリース料やレンタル料は支援対象となるのか。

(答)

対象となります。

ただし、次期作に向けた取組を支援する観点から、リースやレンタルの期間が次年度以降まで続く場合であっても、支援対象は今年度分のみとなります。

問4－12 中古の農業機械の取得は対象となるのか。知人から譲り受けた場合は支援対象となるのか。

(答)

生産性向上等の取組に資する中古の農業機械であれば対象となりますが、他の補助事業と同様に法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上のものに限ります。

なお、価格についての妥当性を証明する書類（同等の性能・能力を有する中古品の価格がわかるインターネット上の情報等）を保管して下さい。

また、無償で譲り受けた場合は対象となりません。

問4－13 購入した農業機械を対象品目以外にも活用してよいか。

(答)

支援対象となる高収益作物に活用していることが前提となります。

**【掛かり増し経費】**

問5－1 追加措置の掛かり増し経費に該当する資材について教えて欲しい。

(答)

生産性向上等を目指す取組に必要な資材であり、以下のいずれかに該当するものが支援対象になります。

- (1) 新たな資材等の経費
- (2) 通常使っている資材の使用量の増加分の経費
- (3) 新たに地域や生産者がまとまって導入に取り組む資材等の経費

(3) については、「地域において新規性のある資材（地域で十分に普及していない新規性のある資材の利用を進める場合）」、「地域の栽培基準等で推奨されている資材の導入拡大（従来から地域のほとんどで利用されている資材は除く）」、「地域で行った土壌分析の結果に基づいて導入した資材（土壌改良材・堆肥等）」、「具体的な目標をもって生産者が選定した資材」などを想定しています。

**【掛かり増し経費（問5－1の（1）関連）】**

問5－2 今年度は肥効の高い肥料を使ったことから、昨年より肥料の使用量は減った。今年度の購入総額は減少しているが、この場合、掛かり増し経費として見ることはできないのか。

(答)

生産性の向上等を図る目的で新たな肥料を使用した場合、当該肥料の購入に要した経費が支援対象となります。

問5－3 薬剤抵抗性の害虫が多発したことから、農薬を切り替えたが掛かり増し経費とみてよいか。

(答)

生産性の向上等を図る取組として新しい農薬を使用した場合、当該農薬の購入に要した費用が掛かり増し経費として支援対象となります。

問5-4 慣行栽培から特別栽培農産物や有機農産物の栽培に変更した。この場合、資材の購入費用は減少しているが、人件費が増加していることから人件費を支援対象にして欲しい。

(答)

生産性の向上等に資する取組として、新たに資材等を購入した場合は、その購入に要した経費が支援対象になります。なお、人件費は、追加措置の支援対象とはなりません。

(要綱第4の2の(3)に定める有機農業の取組を実施している場合は、その支援(2万円/10a)は追加措置とは別に支援されます。)

**【掛かり増し経費(問5-1の(2)関連)】**

問5-5 規模拡大により従来から使用している肥料の使用量が増加したが、この場合も増加分を掛り増し経費とみなすことができるか。

また、肥料の増加分を計算する際の比較は、どうすればよいのか。

(答)

増加分のみ掛り増し経費とみなすことができます。

従来から使用している資材について、前年作との比較により掛り増し経費の算定を行うためには、今年作と前年作の使用量の増加分がわかる根拠資料が必要となりますので、前年作分の領収書等(領収書がない場合は使用量がわかる作業日誌等)及び今年作分の領収書等の写しを申請時に提出して下さい。

なお、購入先がまとめて発行する購入伝票がある場合は、本伝票の提出・保存をもって個々の申請者からの提出や保管に代えることが可能です。

**【掛かり増し経費(問5-1の(3)関連)】**

問5-6 産地として戦略的に推進する取組等における産地が推奨する資材を使用する場合、産地の何人かの農家が昨年も同じ資材を使用している場合の扱いはどうなるのか。

(答)

産地として戦略的に推進することで効果が発揮される取組等に根拠（まとめて取り組む資材の品目リスト等が書面として存在）があれば、昨年も同じ資材を使用している人がいる場合もその人を含め対象となります。

当該資材を使用する農業者個人ごとに新たな資材かどうかを判断する必要はありませんが、その根拠資料については、いつでも確認できるよう産地等において保管しておくことが必要です。追加措置取組一覧表の注5では、まとめて取り組む場合の実施主体名（生産部会や農家グループ等）を記載することになっているので記入をお願いします。

問5-7 地域の栽培暦等において指定されている資材を産地として戦略的に推進する場合、その資材の使用について掛かり増し経費とみなすことができるか。

(答)

生産性の向上を図る等、戦略的に推進する場合、産地として選択した資材は該当します。（従来、当該地域の全域で慣行として利用されている資材など、これ以上利用拡大ができないような場合は掛かり増しとみなすことができません。）

問5-8 土壌診断の結果に基づいて導入した土壌改良資材や堆肥等は、掛かり増し経費とみなしてよいか。

(答)

地域や生産者がまとめて行った土壌診断の結果に基づき導入する資材であれば、前年と同じ銘柄、施用量であっても、その購入に要した経費が支援対象となります。

#### 【掛かり増し経費（その他）】

問5-9 本交付金の創設当時の説明会では、産地で推奨していれば今までと同じ肥料でも全量対象になると言っていたではないか。

(答)

5万円/10a等の取組については、産地で推奨する肥料であれば新たな取組でなくとも対象としています。

一方、追加措置は、運用見直しで交付金が減額あるいは交付されない方々の経営の影響を小さくするために支援を行うものであり、通常の営農行為に上乗せとなる掛かり増し経費を支援対象としています。

なお、掛かり増し経費の範囲については、問5-1や別紙2の「資材等の掛かり増し経費

の範囲について」を参照して下さい。

問5－10 従来と同じ銘柄の肥料を使用した場合は支援対象とならないのか。

(答)

従来と全く同じ銘柄の肥料を使用した場合、掛かり増し経費がかからないため、支援対象にはなりません。

問5－11 コロナを機に離農を考えていたところ、この交付金により再度頑張ろうと思った。使う資材は昨年と同じだが、一度離農を考えていたことから、新たな投資として、資材の購入価格を掛り増し経費として良いか。

(答)

この場合は従来と同様の取組と考えられることから、対象外となります。

問5－12 土壌分析に要した経費は支援対象となるのか。

(答)

次期作に向けた生産性向上等の前向きな取組であれば、その分析に要した経費が支援対象となります。

問5－13 電気代や燃料代、水道代は支援対象となるのか。

(答)

新たな投資とはいえないため、支援対象となりません。

問5－14 次期作に向けて人員を増やした場合、増加分の人件費は支援対象となるのか。

(答)

人件費は新たな投資とはいえないため、支援対象となりません。

問5－15 掛かり増し経費は、複数の取組（例：機械＋肥料、肥料＋種苗）を合計してよいのか。

(答)

次期作に向けた生産性向上等の取組であり、掛かり増し経費が発生するのであれば、複数の取組に要した経費を合計することができます。

問5-16 昨年より資材の投入量が減少したが、情報収集や関係者との打ち合わせ等の労働時間は増加した。この場合、追加措置として申請できるのか。

(答)

掛かり増し経費が発生していないことから、追加措置の支援対象とはなりません。(労働時間の増加は掛かり増し経費とはみなしません。)

問5-17 生産者がまとまってコスト削減や生産性・品質の向上等の具体的な目標をもって選定した資材であれば、通常使っている資材でも全額が支援対象となるのか。

(答)

生産性向上等の具体的な目標を達成するため、一定の根拠（土壌分析結果や栽培マニュアルなど）の下に選定し、生産者がまとまって導入拡大を進めている資材は支援対象となりますが、生産者の間で利用が徹底されていない資材に限ります。

なお、この場合、追加措置の取組一覧表の注4（3）、注5について確認の上チェック☑を記入してください。

問5-18 規模拡大を行ったが、農地の購入費や借料は支援対象となるのか。

(答)

農地の購入費や借料は支援対象外です。

問5-19 ドローンによる防除や生育診断の作業委託費は対象となるのか。

(答)

次期作に向けた生産性向上等の取組として新たに取り組む場合は、対象となります。

問5-20 労働安全研修やドローンの技術講習会等の参加費は対象となるのか。

(答)

研修会や講習会等の参加経費は支援対象外です。

### 【交付金額の算出】

問6-1 追加措置の交付上限額は、様式6-2で記載する交付申請金額（次期作の取組面積×単価）ということによいか。

(答)

上限額は、次期作の取組面積に単価（5(5.5)万円/10a、80万円/10a、25万円/10a）を乗じた額となります。

問6-2 第2回公募で様式6-2を提出し100万円の交付申請をした。先日の運用見直しで交付金額がゼロとなった。この交付金を見込んで70万円の機器購入をしたが、追加措置ではどうなるのか。

(答)

生産性向上等のために実施する追加的な投資になるのであれば、機器の購入は追加措置の対象となります。交付金額の上限は100万円となりますが、今回の機器の購入額は、その内数であるため、支援額は70万円になります。

問6-3 次期作支援交付金に100万円の交付申請（様式6-2の交付申請金額）をしようと考えていたが、先日の運用見直しでは交付金額が30万円となることがわかった。この交付金を見込んで60万円の機器購入をしたが、追加措置ではどうなるのか。

(答)

生産性向上等のために実施する追加的な投資になるのであれば、機器購入は追加措置の対象となります。運用見直しで30万円交付されるため、追加措置の交付金額の上限は70万円となります。購入した機器60万円は、その内数となるため追加措置の支援額は60万円となります。このため、合計90万円が交付されます。

問6-4 次期作支援交付金に100万円の交付申請（様式6-2の交付申請金額）をしようと考えていたが、先日の運用見直しでは交付金額が40万円となることがわかった。この交付金を見込んで90万円の機器導入をしたが、追加措置ではどうなるのか。

(答)

生産性向上等のために実施する追加的な投資になるのであれば、機器購入は追加措置の対象となります。運用見直しで本体交付金は40万円交付されるため、追加措置の交付金額は、上限額である100万円との差額である60万円となります。本体交付金と追加措置を合わせて合計100万円が交付されます。

【取組計画書（様式6-2号）、申告書との関係】

問7-1 取組計画書（要領様式第6-2）、申告書（10/12の運用見直しに基づく申請）と追加措置があるが、どの書類を提出すればよいのか。

（答）

これまでの書類の提出状況にあわせ、提出すべき書類の確認手順書（別紙1）を作成していますので、それに基づき提出する書類を確認してください。また、取組の経費の根拠書類（日付、金額等のわかるもの）については5年間保管するとともに、申請時に領収書（間に合わない場合は、数量、金額等が記載された発注書等）等の写しを提出して下さい。

なお、購入先がまとめて発行する購入伝票がある場合は、本伝票の提出・保管をもって個々の申請者からの提出や保管に代えることが可能です。

また、既に提出した書類については、事業実施主体でまだ保管されている状態のものも多いため、提出方法について事業実施主体の指示があれば、それに従って下さい。

問7-2 ある資材を購入しようと考えており、取組計画書を提出しようとして準備していたが、事業実施主体の受付が始まっていなかったため、まだ発注は行っていない。今後、発注し追加措置に申請してよいのか。

（答）

10月30日までに発注されている場合は、支援対象になります。

問7-3 投資額が交付単価相当を上回る場合、減収等の確認を行う申告書の提出を行わなくてよいのか。

（答）

取組計画書及び追加措置用の申請書の提出でよく、申告書の提出は必要ありません。

ただし、厳選出荷の取組がある場合は、申告書の厳選出荷部分の記入をしていただき提出をお願いします。

【事務負担の軽減】

問8－1 減収計算等を出荷団体等が行うことは可能か。

(答)

出荷団体等が生産者ごとの売上額等を把握している場合、出荷団体等が生産者ごとに申告書等を作成することは可能です。なお、その内容を生産者が確認の上、氏名欄に自署することが必要です。

問8－2 今回の運用見直しや追加措置によって、当初想定されていなかった追加的な事務が発生するとともに、各事業実施主体では、運用見直し前においても交付決定前から推進活動等を行っていたが、これら「推進・指導等」の経費は本交付金の対象とならないのか。

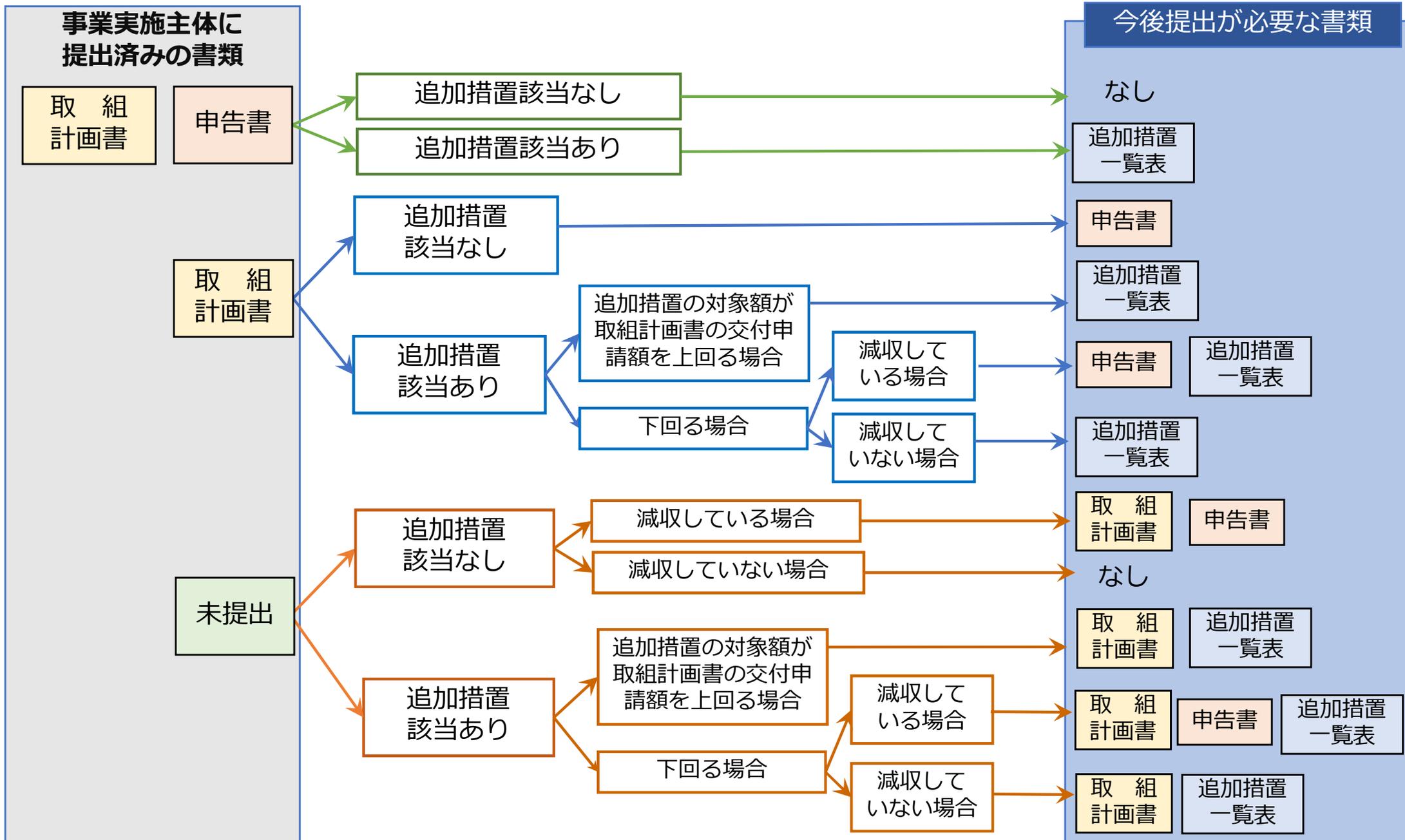
(答)

本交付金の適切な実施のための周知等に伴う「推進・指導等」の経費については、原則として4月30日以降に行ったものを本推進事務費の交付対象とします。

# 高収益作物次期作支援交付金の提出書類確認手順（農業者向け）

（5万円/10a、80万円/10a、25万円/10aの取組）

本資料は農業者が事業実施主体に現時点において提出している書類をもとに、今後提出すべき書類は何かを一般的な例として示したものです。事業実施主体から別途指示がある場合はそれに従ってください。



## 資材等の掛かり増し経費の範囲について

### 【対象となる経費】

- ① 新たな資材等の経費
  - ② 通常使っている資材の使用量の増加分の経費
  - ③ 新たに地域や生産者がまとまって導入に取り組む資材等の経費
- 〔本交付金を契機に、生産性や収量の向上等の取組を進めるため、地域で推奨して導入を進めている資材等の購入経費が対象〕

### 【対象となる経費の具体例】

#### ① 新たな資材等の経費

- ・ 品質向上のため新たに堆肥を施用
- ・ 栽培方法を変更し、それに必要となる被覆資材を新たに導入
- ・ 前作まで使用していた肥料Aに代えて、肥効の高い肥料Bを導入
- ・ 排水性向上のため、新たに弾丸暗渠を実施

#### ② 通常使っている資材の使用量の増加分の経費

- ・ 品質向上のため、従来使用していた肥料の面積当たり使用量を増加（使用量を2割増やした場合は、その2割分が対象）
- ・ 規模拡大に伴い、従来使用していた農薬の使用量を増加（2ha→3haに規模拡大した場合は、規模拡大分の1haに使用する分が対象）

#### ③ 新たに地域や生産者がまとまって導入に取り組む資材等の経費

##### ア) 地域において新規性のある資材の導入（地域で十分に普及していない新規性のある資材の利用を進める場合）

- ・ 地域でまとまって導入を決めた新しい品種の種苗の購入
- ・ 病害虫リスクの変化に対応して、新たに地域で重点導入することとした農薬の購入
- ・ 品質のバラツキを抑えるため、新たに地域でまとまって導入を決めた肥料の購入

##### イ) 地域の栽培基準等で推奨されている資材の導入拡大（従来から地域のほとんどで利用されている資材は除く）

- ・ 県の栽培マニュアルに定められた資材のうち、導入が一部に止まっており、地域で導入拡大を進めている資材の購入
- ・ 防除暦に記載されているが、地域で利用が徹底されておらず、導入拡大を進めている農薬の購入

##### ウ) 地域で行った土壌分析の結果に基づいて導入した資材

- ・ 土壌分析に基づき導入するたい肥の購入

##### エ) 具体的な目標をもって生産者が選定した資材

- ・ コスト削減や生産性・品質向上等の具体的な目標を達成するため、一定の根拠の下に選定し、生産者がまとまって導入拡大を進めている資材の購入